

第 8 回検討会議での主な指摘事項（ポイント）

1. 報告書中のデータ・文言等について

- SimilarWeb が買収した” Stylish” がユーザーの閲覧履歴や個人情報を無断で SimilarWeb に送信していたとして海外で問題になっており、データに信憑性がないという報道もある。SimilarWeb のデータを政府の資料で使うべきではない。Bot を使ってアクセス数を水増しする Ad Fraud が行われる海賊版サイトがあると仮定すると、「漫画村」の利用者は 6,000 万人程度だろう。本を 1 冊読むのにかかる時間も CODA 試算の前提では短すぎ、逸失利益は 171 億円程度ではないか。
- 海賊版サイトの閉鎖により売上が上がったことを証明するため、過去 4～5 年のデータを出版社から入手できないのか。
- どういう意味でカジュアルユーザーという言葉を使っているのか定義を示すべき。
- 基盤的対策について、ユーザー視点に立つべきだと打ち出すべき。
- 著作権を侵害する静止画（書籍）のダウンロード違法化はブロッキングと比べて法理的な影響は小さいので、そう書くべき。
- 著作権を侵害する静止画（書籍）のダウンロードの違法化にブロッキングより先に取り組むべき。
- 著作権を侵害する静止画（書籍）のダウンロードを違法化すると、普通の人々が違法サイトのスクリーンショットを誤ってダウンロードしただけで罪に問われるおそれが生じるため国民生活に与える影響は大きく、通信の秘密と比べてどちらの影響が大きいのか、その軽重は問えない筈。
- JILIS（情報法制研究所）が警察庁から情報公開請求で入手した 3 月 29 日の政府緊急対策案と 4 月 13 日の実際の緊急対策の間では、被害額が異なっている。出版社 A 社と B 社の被害額はそれぞれ数十億円と 20 億円と書いてあるので、4 月 13 日の緊急対策における 3,000 億円との数字との間にかい離がある。海賊版サイトの存在により売上がどれだけ減ったかというのが世間がイメージする被害額であり、海賊版サイトで閲覧された海賊版コンテンツに単価をかけた数字は世間がイメージする被害額とは違う。
- Cloudflare が報告書に記載されている内容が事実か確認したいと申し出ている。
- Cloudflare が自分はホスティング事業者ではないので責任が無いと言っているが、本当にそうなのか整理が足りない。
- アクセス制限という言葉とブロッキングという言葉が出てきており、それぞれどういう趣旨か分からないので修正すべき。
- アメリカで SOPA/PAIPA 法案が挫折したことを我が国でどう評価するのか。
- どういう理由で権利を侵害していない者に対して義務を負わせることができるのか整理しないと、日本の法制上、情報流通の媒介者一般にまで作為義務を課すことが可能ということになってしまう。（他の委員からの指摘への回答。）
- ブロッキング以外の対策の有効性の限界についてのみ別紙が用意されており、ブロッキングの限界について別紙が用意されていないのはおかしい。両方に別紙を用意するか、別紙を削除すべき。
- 著作権分野でブロッキングを導入すれば、他分野での議論で参考にされる。
- ブロッキングの請求権を著作権法で規定するのであれば、免責も著作権法で対応すべき。

- 技術的には著作権保護のためのブロッキングも他の法益の保護のためのブロッキングも変わらないので、著作権侵害の救済のためにブロッキング請求権を規定するなら著作権法にこれを規定するのが適切という記述には「法的な観点からは」と追記すべき。
- プロバイダ責任制限法でブロッキングの免責を行うと、他の権利侵害にも波及する。
- 報告書には、著作権法でブロッキングを行うプロバイダの責任を免除できるなら良いが、そうでないなら著作権法以外で規定しなければならないと書いてあるだけのこと。ブロッキングは非常に深刻な著作権侵害のみに対して行われるべきで、名誉毀損やプライバシー侵害にまで拡大すべきでないということについては高いコンセンサスが得られている。そういう立法は不可能ではない。
- ブロッキングは著作権の保護のために限定すべきということだが、あらゆるものに及ぶよりは良いというだけのこと。著作権保護のためにブロッキングすべきというコンセンサスできた訳ではない。名誉毀損等は除いて著作権にだけブロッキングされるということになると、名誉毀損やプライバシー侵害への対応を行っている自分の同業者に対して申し訳が立たない。
- ユーザーにブロッキングを回避する手段があるだけでなく、海賊版サイトにもブロッキングを回避する手段がある。
- ブロッキングに係る法制度整備について、法制度整備を行うことが必要との考え方が「多い」という表現は適切ではない。両論あった筈だ。
- ブロッキングは最終手段としても考えるべきではない。ブロッキングを回避する手段はアプリ・ハードなど沢山ある。近い将来、ブロッキングを回避するのが普通になる可能性がある。また、要件として、著作権者等は他の海賊版対策に取り組んでいけば良いというものではなく、実際にオペレーションしていないとダメだ。
- 自分はカジュアルユーザーは「過半数の一般的なユーザー」という意味で使っている。カジュアルユーザーでもブロッキングを回避できるというが、できるのと実際するのは違いがある。
- 損害金額の計算について、SimilarWebの数値を参照することは、インターネット業界では一般的な方法。これが間違っているのであれば、どういう数値を使用すべきか、指摘してほしい。

2. ブロッキング以外の対策の有効性について

- ブロッキング以外の対策の有効性について、限界があると書かれているが、対策の司令塔ができれば違うかもしれない。それがまだ確認できていない筈だ。
- 通信の秘密は憲法 21 条で保障される。著作権は 29 条 2 項で法律の定める範囲で定められているに過ぎない。通信の秘密の側が著作権の側にぶつかりに行っている訳ではなく、著作権が通信の秘密にぶつかりに来ている。著作者の利益のために大多数の無辜の市民の通信の秘密が影響を受けることになる。そこでその是非の判断のために違憲審査基準が適用されるが、そのためには立法事実が確かではなくてはならない。カジュアルユーザーに的を絞るのか。そのために他者の通信の秘密に負荷をかけるのか。他の手段に実効性があるのか。その議論が深まっていない。この段階で立法がいけるのではないかという議論をするのはいささか疑問。

ブロッキングを早くやらなければ国際的に誹りを受けるというのは見方が逆であり、ブロッキングありきで通信の秘密を破壊するという誹りを免れない。海賊版対策のための司令塔の設置、著作権教育・意識啓発の強化、正規版流通の促進等を早急に行い、さらに例えば著作権を侵害する静止画（書籍）のダウンロードの違法化を行うべき。

- 海賊版対策のために実効性のある手段は、ブロッキング以外に提案されていない。海賊版サイトへの広告出稿抑制、CDN 事業者への差止請求、アクセス警告方式は、それぞれ一定の実効性があるかもしれないが、現時点でそれで全て解決するのは事実上困難だ。「こうすればできるのではないか」という可能性の議論は幾らでも可能なので、これが許されると永遠に同じ主張が可能になる。
- 手立てを講じて上手く行かないという時、初めて合憲な制度を作ることができる。この会議では、他の手立ての検討が十分になされていない。他の手立てを講じてみて、ダメならブロッキングの立法を考えなければならない。それがされないまま、3章の検討が切り離されて先行し、議論したよね、となるのは如何なものか。別にブロッキングは金輪際あり得ないと言っている訳ではない。

3. 両論併記について

- 検討会議で行われた議論は公平に記載すべき。削除したり追加したりせず、バランス良く書くべきだ。議論したことを無かったことにするのは、検討会議の設置趣旨から考えるとおかしい。主張は双方あって良い筈であり、それらを双方とも書き込むべきだ。自分自身としては、ブロッキングも含め、あらゆる対策があって良いと思うが、検討会議は決定する場ではなく、議論する場であり、報告書に両論併記すると場外で政策を決定されるかもしれないという懸念があるならば、検討会議以外の場で議論すべき。
- ブロッキングの法制化を中止してほしいと考えており、（両論併記でなく報告書の結論として）それを書いてくれないと、中間まとめに賛成できない。
- 自分は速やかにブロッキングの法制化に向けた議論を進めるべきだと考えている。
- ブロッキングに賛成する者、反対する者、両方いるので、両論併記とせざるを得ない。日本がブロッキングを採用するかどうかが世界から注目されており、誤ったメッセージを世界に発してはならない。「Anitube」、「Miomio」といった問題に対処した経験からも、自分は絶対にブロッキングの法制化が必要だと思う。裁判所が関与してブロッキングの是非を判断するのだから、濫用のおそれは無い。権利者の体力から言っても、申立ては年間5～6件程度に過ぎない。透明性を確保してしっかりした運用体制を確立すれば、国民の理解を得られる。ブロッキングの対象は暴利を貪る海賊版サイトであり、いくらインターネットが自由な社会といっても、海賊版サイトがやりたい放題にできる世界はおかしい。国民の声を広く集める意味からもパブリックコメントを実施し、これと並行して法制度と運用体制の検討を進め、しかるべき時期に国会で審議いただければ良い。
- 第1回会合の論点案を見ても、3つの論点のうち1つがブロッキングであり、分量としては論点ペーパーの半分を占めていた。この答えが第3章に当たり、これを削除すべき等の意見があるが、それでは検討会議に与えられたミッションをこなしたことになるのではないのか。
- 憲法適合性については、いかなる制度設計でも合憲になる、違憲になるといったものではなく、具体的な制度設計次第で結論は変わる。したがって、抽象的・一

一般的に著作権侵害に関するブロッキング制度を議論するというよりも、具体的な制度内容を仮にでも想定した上で憲法適合性について議論すべき。

- 立法事実の有無は、憲法適合性以前の問題であり、立法論の前にそれを十分確認すべき。
- 将来に向けてせつかくこれだけの議論をしたのだから、せめて最小パッケージでの合意の努力ができないか。憲法違反の疑いについて、「強い」と言えるかは分からないが、疑いがあることについて文案次第では採用できるのではないか。
- 補充性の観点から他の手段の有効性の有無について検証が必要なことについては疑いが無いので、実行可能な海賊版対策から計画して実行に移していく、そのための協議体を設置し、ブロッキング以外に有効な手段が沢山あるのであれば、それを実証的に示していくべき。
- 具体的な法制度について議論した内容の部分を報告書から削除するという主張には賛成できない。
- 法律家の間ではブロッキングの法制化に違憲の疑いが強いことに異論は無いはずであり、そう書くべき。そもそも立法事実が無い。他の手段で対策しても海賊版対策として効果が無いかもかもしれないが、その効果を見てみて、それでもダメだったら、初めてブロッキングの立法をしても合憲になる。
- 検討会議でこの議論を始めた時、きちんと手立てを講じれば憲法違反にならないと複数の委員が言った。それも踏まえて、どうすれば憲法違反にならないということも考えた筈なのに、この議論が違憲であると決めつけ、委員の意見を取捨して書かないのはおかしい。
- これまでの議論は封殺することなく、そのまま記述すべき。両論併記すれば将来に向けて両方の可能性が残るが、それを理由にこの場で反対するのではなく、この会議のミッションに照らして、ここで議論したことをまとめるべき。

4. その他

- この検討会議とは別の場に新たなタスクフォースを設けて、憲法上の課題について議論を進めることも一案ではないか。

※委員提出資料と重複する箇所については、記載されていない場合もある。詳細は委員提出資料を参照のこと。